

第 51 回 知的財産管理技能検定

2 級 学科試験

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとし
ます。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他
の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2025年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答し
なさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、著作権とその周辺の権利に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 肖像権の権利処理を行えば、著作権侵害となるおそれはない。
- イ 肖像権は、著作権法に規定されている権利である。
- ウ パブリシティ権は、著作権法に規定されている権利ではない。
- エ 商品化権とは、著名人が顧客吸引力を持つ氏名を営利目的で独占的に使用できる権利である。

問2

ア～エを比較して、商標登録出願の手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 願書に複数の指定商品又は指定役務を記載して商標登録出願をすることはできない。
- イ 商標登録を受けるためには、願書に商標の詳細な説明を記載しなければならない場合がある。
- ウ 複数の商標についての商標登録出願を、1つの願書により出願することができる。
- エ 地域団体商標は、地理的表示と同様に、その商標中に地域の名称を含まなくても登録を受けることができる。

問3

ア～エを比較して、特許出願に係る明細書等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶理由が通知された場合には、拒絶理由に示された事項に限り明細書を補正することができる。
- イ 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものでなくても、特許請求の範囲において明確に記載されていれば拒絶理由が通知されることはない。
- ウ 明細書には、発明の名称、図面の簡単な説明、及び背景技術を記載しなければならない。
- エ 明細書の発明の詳細な説明は、いわゆる当業者がその発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものでなければならない。

問4

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 二次的著作物の創作には、その元となった原著作物の著作権者の利用許諾が必要である。
- イ データベースは、その情報の選択と体系的な構成の両方に創作性がなければ著作物として保護されない。
- ウ 素材が著作物である編集著作物を利用したい第三者は、編集著作物の著作権者にだけ許諾を得ればよい。
- エ 共同著作物とは、二以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができるものをいう。

問5

ア～エを比較して、特許権における実施権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権が共有に係るときは、質権を設定するには他の共有者の同意は不要である。
- イ 特許権が共有に係るときは、各共有者がその特許発明を実施するには他の共有者の同意が必要である。
- ウ 特許権が共有に係るときは、他人に専用実施権を設定するには他の共有者の同意が必要である。
- エ 特許権が共有に係るときは、その持分を譲渡するには他の共有者の同意は不要である。

問6

ア～エを比較して、特許出願に係る意見書及び手続補正書に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶理由通知の内容から、明らかに審査官が誤解していると思われる場合には、意見書も手続補正書も提出する必要はない。
- イ 特許出願人は、明細書に記載できなかった事項に関して、拒絶査定不服審判の請求と同時に意見書を提出して意見を述べることができる。
- ウ 特許出願人は、手続補正書により特許請求の範囲を補正する場合には、必ず権利範囲が狭くなるように補正する必要がある。
- エ 拒絶理由通知を受けた後、手続補正書を提出する場合には、必ずしも意見書を提出する必要はない。

問 7

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権の移転は、登録しなければ、その効力が発生しない。
- イ 著作物に係る複製権又は公衆送信権を有する者は、当該著作物について出版権を設定できる。
- ウ 著作権者は、著作権を侵害する者に対して差止請求をすることができるが、著作権を侵害するおそれがある者に対して差止請求をすることはできない。
- エ 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり、著作物が死亡した日の属する年の翌年から起算して50年を経過するまでである。

問 8

ア～エを比較して、知的財産権に基づいた権利行使に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権者は、所定の書面を提示して警告をすることなく、自己の著作権の侵害者に対し、権利を行使することができる。
- イ 実用新案権者は、登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権の侵害者に対し、権利を行使することができない。
- ウ 秘密請求した意匠に係る意匠権者は、所定の書面を提示して警告した後でなければ、自己の意匠権の侵害者に対し、差止請求権を行使することはできない。
- エ 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に所定の書面を提示して警告をすることなく、商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

問 9

ア～エを比較して、弁理士法において、弁理士が他人の求めに応じ報酬を得て行う独占代理業務として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願
- イ 特許異議の申立て
- ウ 特許原簿への登録の申請手続
- エ 特許の有効性に関する鑑定

問 10

ア～エを比較して、商標権の効力に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権の効力は、他人が役務の提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示する商標にも及ぶ。
- イ 商標権者は、その商標登録に係る指定商品について、登録商標に類似する商標を使用する権利を専有する。
- ウ 商標が登録された後にその登録商標が普通名称化した場合、商標権の効力が制限されることがある。
- エ 試験を目的とする場合には、商標権者の許諾を得ることなく、登録商標を使用することができる。

問 11

ア～エを比較して、著作権法上の引用に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 未公表の著作物を引用して利用することはできない。
- イ 営利を目的とする場合は著作物を引用して利用することはできない。
- ウ 引用される著作物の出所を明示しないと、罰則が適用される場合がある。
- エ 引用される著作物を翻訳して利用することができる。

問 12

ア～エを比較して、パリ条約に規定される特許出願の優先期間として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 6 カ月
- イ 12 カ月
- ウ 18 カ月
- エ 24 カ月

問 13

ア～エを比較して、独占禁止法における特許ライセンス契約等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 同業者間で締結する共同開発契約に関し、競合する会社が参加できないことは、独占禁止法上問題になる場合はない。
- イ 特許ライセンス契約において、許諾に係る製品の販売価格を制限することは、不公正な取引方法として独占禁止法上問題がある。
- ウ 特許のライセンスを受けた者が改良発明をした場合、ライセンスをした者に当該改良発明に係る権利を帰属させる義務を課すことは、独占禁止法上問題はない。
- エ 特許権が消滅した後、ライセンスを受けた者が当該特許権に係る技術を使用することを制限することは、独占禁止法上問題はない。

問 14

ア～エを比較して、特許無効審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許無効審判を請求することができる者は利害関係人であり、当該利害関係人にはその特許に係る特許を受ける権利を有する者も含まれる。
- イ 特許無効審判は、特許権の消滅後は請求することができない。
- ウ 特許を無効にすべき旨の審決に対する訴えは、審決の謄本の発送日から30日以内に提起することができる。
- エ 特許を無効にすべき旨の審決が確定すると、特許権は当該審決が確定した日に遡って消滅する。

問 15

ア～エを比較して、特許出願に係る手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願の願書に添付した明細書又は図面の一部が欠けているときであっても、特許出願人がその欠落部分を補完することができる場合はない。
- イ 特許を受ける権利が共有に係る場合、他の共有者と共同で特許出願をする必要がある。
- ウ 方式審査及び実体審査は出願審査の請求を待って行われる。
- エ 特許出願の願書に特許出願人の氏名又は名称の記載がない場合であっても、手続補完書を提出して補完すれば、願書の提出日が特許出願の出願日として認められる。

問 16

ア～エを比較して、著作権法上の登録に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有していなくても、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。
- イ 著作権侵害訴訟を提起するためには、自己の著作物について著作権の登録をしていることが必要である。
- ウ 映画の著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。
- エ 著作物の利用許諾契約は、登録しなければ効力が発生しない。

問 17

ア～エを比較して、意匠登録を受けられる可能性が高い意匠として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠
- イ 意匠登録出願前に公然知られた形状に基づいて、いわゆる当業者が容易に創作できた意匠
- ウ 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合であって、公知となった日から1年を超えた意匠
- エ 後願に係る他人の登録意匠に類似する意匠

問 18

ア～エを比較して、特許権の行使に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許発明の内容を知らないで、当該特許発明を実施している者に対して特許権を行使するためには、事前に所定の警告を行うことが必要である。
- イ 警告相手が製品の販売を未だに開始していない場合であっても、侵害のおそれを客観的に立証することができれば、差止請求が可能である。
- ウ 試験又は研究のための特許発明の実施に対しては差止めをすることはできないが、市場調査を目的とした試験販売については、差止請求が可能である。
- エ 特許権侵害によって特許権者の業務上の信用が害された場合、特許権者は、特許権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずるよう、裁判所に請求することができる。

問 19

ア～エを比較して、法律行為と意思表示に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 公序良俗に反する法律行為は、取り消すことができる。
- イ 錯誤による意思表示は取り消すことができる場合があるが、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
- ウ 錯誤による意思表示は、法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときには、無効である。
- エ 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、取り消すことができる場合がある。

問 20

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者が、指定商品について登録商標を使用していない場合であっても、商標権の存続期間の更新登録を受けることができる。
- イ 商標権の専用使用権者は、商標権者の同意を得ることによって、その商標権の存続期間の更新登録を申請することができる。
- ウ 商標権の存続期間は、何度でも更新することができる。
- エ 商標権の存続期間の更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前6カ月から満了の日までの間に行うことができる。

問 21

ア～エを比較して、著作隣接権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演の保護期間は、その実演を行った時に始まり、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過するまでである。
- イ 放送の保護期間は、その放送を行った時に始まり、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過するまでである。
- ウ レコードの保護期間は、その音を最初に固定した時に始まり、そのレコードの発行された日の属する年の翌年から起算して70年を経過するまでである。
- エ 有線放送の保護期間は、その有線放送を行った時に始まり、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過するまでである。

問 2 2

ア～エを比較して、特許協力条約（P C T）における国際調査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際調査は、審査請求がされた国際出願について行われる。
- イ 国際調査による調査結果は、国際調査報告として、国際事務局及び出願人に送付される。
- ウ 国際調査の調査結果である国際調査報告を受け取った出願人は、請求の範囲について1回に限り補正することができる。
- エ 国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的として行われる。

問 2 3

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 従業者が、職務発明について使用者に対して特許を受ける権利を予め譲渡することを約束した場合に請求することができる「相当の利益」は、金銭の給付に限られる。
- イ 職務発明について、使用者が特許権を取得した場合、当該使用者が発明者となる。
- ウ 職務発明について、使用者が特許権を取得した場合、当該職務発明をした従業者の同意がなければ、使用者は第三者に通常実施権を許諾することができない。
- エ 職務発明をした従業者は、使用者が当該職務発明について通常実施権を取得した場合であっても、その実施権についての対価を請求することができない。

問 2 4

ア～エを比較して、特許出願に係る手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする場合、その新規性喪失行為のあった日から6カ月以内に特許出願をしなければならない。
- イ 特許出願の願書に明細書及び必要な図面を添付しないで、特許出願をすることができる場合はない。
- ウ 明細書の記載内容について特許出願後に手続補正書を提出して補正が認められた場合、補正した内容は出願時に遡って効力を生ずる。
- エ 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前はいつでも、願書に添付した特許請求の範囲について補正をすることができる。

問 25

ア～エを比較して、IPランドスケープに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア IPランドスケープは、「事業として失敗しないため」という消極的な目的に留まらず、より積極的に、「研究開発を成功させるため」という目的のために行われる業務である。
- イ IPランドスケープの業務範囲には、アライアンス先候補の探索やM&A候補企業の探索が含まれるが、資金調達のための自社技術の見える化の業務は含まれない。
- ウ IPランドスケープは、経営・事業情報に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その分析結果を経営者・事業責任者と共有して経営戦略や事業戦略の立案に生かす業務である。
- エ IPランドスケープの業務範囲には、自社技術の新規用途を見つける形での新規事業の提案といった業務は含まれない。

問 26

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 譲渡権とは、無断で他人に、著作物をその原作品又は複製物の譲渡により、公衆に提供されない権利をいう。
- イ 公衆送信権とは、無断で他人に、著作物を公衆送信されない権利をいう。
- ウ 上映権とは、無断で他人に、著作物を公に上映されない権利をいう。
- エ 展示権とは、無断で他人に、美術の著作物又は発行された写真の著作物をこれらの複製物により公に展示されない権利をいう。

問 27

ア～エを比較して、商標登録出願の審査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 自己の商標登録出願に係る指定商品と他人の商標登録に係る指定商品とが非類似の場合であっても、その他人の登録商標と同一の商標に係る自己の商標登録出願について商標登録を受けられない場合がある。
- イ 商品の包装の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる商標は、商標登録を受けることはできない。
- ウ 先に出願された他人の登録商標に類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品に類似する商品について使用するものであっても、商標登録を受けることができる場合がある。
- エ 著名な芸名については、その芸名を使用している者の承諾があっても、他人が商標登録を受けることはできない。

問 28

ア～エを比較して、特許調査の目的に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 新たな研究開発テーマを選定するための手掛かりを得る。
- イ 業界の技術トレンドや競合会社の動向を把握する。
- ウ 新製品について、競合する他社との重複研究を避け、無駄な開発投資を防ぐ。
- エ 自社の特許出願前に、関連する他社のすべての特許出願の内容を確認し、無駄な特許出願を防ぐ。

問 29

ア～エを比較して、意匠登録出願に係る意匠、登録意匠等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基づいて定められる。
- イ 意匠登録出願人は、意匠登録出願に係る意匠及びこれに類似する意匠の範囲について、特許庁に対し、判定を求めることができる。
- ウ 意匠登録を受けようとする者は、願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面に代えて、当該意匠を現わした写真を提出することができる。
- エ 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

問 30

ア～エを比較して、不正競争防止法に規定されている不正競争行為に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 競争関係にある他人の営業上の信用を害する客観的真実を告知又は流布する行為は、不正競争行為に該当する。
- イ 営業秘密不正取得行為が介在した営業秘密を取引によって取得した場合は、取引時において不正取得行為が介在していたことを知らなかった場合であっても、その使用又は開示は、常に不正競争行為に該当する。
- ウ 不正の利益を得る目的で、他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を使用する行為は、不正競争行為に該当する。
- エ 商品の広告に、その商品の内容について誤認させるような表示をする行為は、不正競争行為に該当しない。

問 3 1

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許が物の発明についてされている場合において、当該物を輸出のために所持する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- イ 他人の特許発明を利用する製品であっても、自らが当該製品に係る特許権を取得した上で生産する行為は、当該他人の特許権の侵害に該当しない。
- ウ 試験又は研究のために特許権に係る製品を生産する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- エ 特許が物の発明についてされている場合において、当該物の生産にのみ用いる物を譲渡する行為は、特許権の侵害に該当しない。

問 3 2

ア～エを比較して、特許出願に対する拒絶査定、又は拒絶審決に対する訴えに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人以外の者は、拒絶審決に対する訴えを提起することはできない。
- イ 拒絶査定に対する不服の申立てについては、拒絶審決を待たずに直接裁判所に訴えを提起することができる。
- ウ 拒絶査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達の日から 14 日を経過した後は、審判を請求することができない。
- エ 拒絶審決に対する訴えの管轄裁判所は、東京高等裁判所又は大阪高等裁判所の管轄と規定されている。

問 3 3

ア～エを比較して、特許発明を自社のみが独占実施して他社に一切ライセンスしない独占戦略に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 独占戦略を継続すると、他社による代替技術の開発を加速させるおそれがある。
- イ 独占戦略をとる場合には、他社による侵害品の有無を継続的に監視することが必要となる。
- ウ 独占戦略により、他社にライセンスする場合と比較して、速やかに市場を拡大させることができる。
- エ 独占戦略では、他社との協力・提携関係を構築しにくくなるといったデメリットがある。

問 3 4

ア～エを比較して、商標法における審判又は異議申立てに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 継続して3年以上、日本国内で商標権者又は使用権者のいずれもが指定商品又は指定役務に登録商標を使用していない場合、何人も不使用取消審判を請求することにより商標権を消滅させることができる。
- イ 登録商標がその出願前から指定商品について慣用的に使用されていた場合、商標掲載公報の発行日から6カ月以内に限り、何人も登録異議の申立てをすることができる。
- ウ 商標権者が故意に登録商標と類似する範囲において商標を使用し、これによって、商品の品質に混同を生じているような場合には、利害関係人であれば不正使用取消審判を請求することができる。
- エ 商標登録が無効理由を有する場合には、何人も商標登録無効審判を請求することができる。

問 3 5

ア～エを比較して、著作権法における著作物に関する職務著作の成立要件に該当するものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上著作物を作成すること
- イ 法人その他使用者の発意に基づいて著作物を作成すること
- ウ 著作物の作成時における契約、勤務規則その他に著作者を法人その他使用者以外とすることが定められていないこと
- エ 法人その他使用者が、著作物を作成した従業者に相当の利益を与えること

問 3 6

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 出願された品種は、出願の日から1年遡った日より前に国内で、業として譲渡された場合には、原則として品種登録を受けることはできない。
- イ 品種登録出願が拒絶された場合、拒絶査定不服審判を請求することができる。
- ウ 品種登録を受けるためには、出願前に国内外で公知の品種から明確に区別できることが必要である。
- エ 育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年（永年性植物にあつては30年）である。

問 37

ア～エを比較して、著作権の侵害又は著作隣接権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 共同著作物の各著作権者は、他の著作権者の同意を得なければ、差止請求をすることはできない。
- イ レコード製作者は、故意又は過失により複製権を侵害された場合は、名誉回復措置を請求することができる。
- ウ 法人の従業者が業務に関し著作権の侵害となる行為をした場合は、当該法人のみが罰則の対象となる。
- エ 国内において頒布する目的をもって、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作権の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為は、著作権を侵害する行為とみなされる。

問 38

ア～エを比較して、意匠権等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠の実施に該当する行為は意匠法に規定されており、意匠に係る物品を製造する行為はこれに含まれる。
- イ 他人の先願に係る特許権と、意匠権のうち登録意匠に係る部分とが抵触していても、登録意匠の実施は制限されない。
- ウ 意匠の類否判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする旨が意匠法に規定されている。
- エ 他人の意匠登録出願前から、その登録意匠と類似する意匠を創作し、実施の準備をしていた場合は、その意匠権に関する先使用权が認められることがある。

問 39

ア～エを比較して、特許出願に係る拒絶査定に対する不服審判の争点として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許請求の範囲に記載された発明に係る発明者が、最初に当該発明を完成したか。
- イ 特許請求の範囲に記載された発明が、進歩性を有するものであるか。
- ウ 特許請求の範囲に記載された発明が、公序良俗違反に該当するものであるか。
- エ 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の単一性の要件を満たすものであるか。

問40

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者は、既に自らが公表した著作物についても、その著作物について公表権を有する。
- イ 同一性保持権の対象には、著作物だけでなくその題号も含まれる。
- ウ 著作者は、著作物を公衆に提示する際に、著作者名を実名又は変名で表示するだけでなく、著作者名を表示しないことを決定できる氏名表示権を有する。
- エ 著作者の死後、著作者人格権は相続することはできない。

————問題は以上です。

このページには問題はありません。

【2級学科】

番号	正解
問1	ウ
問2	イ
問3	エ
問4	ア
問5	ウ
問6	エ
問7	イ
問8	エ
問9	ウ
問10	ウ
問11	イ
問12	イ
問13	イ
問14	ア
問15	イ
問16	ア
問17	エ
問18	ア
問19	イ
問20	イ
問21	イ
問22	ア
問23	エ
問24	ウ
問25	ウ
問26	エ
問27	エ
問28	エ
問29	イ
問30	ウ
問31	ウ
問32	ア
問33	ウ
問34	ア
問35	エ
問36	イ
問37	エ
問38	イ
問39	ア
問40	ア